

熊本県立図書館協議会設置条例

昭和 33 年 3 月 29 日条例第 15 号

(設置)

第1条

図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条第 1 項の図書館協議会として、熊本県立図書館(以下「図書館」という。)に熊本県立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平 24 条例 32・一部改正)

(所掌事務)

第2条

協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることができる。(平 24 条例 32・全改)

(組織)

第3条

協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10 人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、熊本県教育委員会が任命する。

- 3 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(平 24 条例 32・追加)

(委員の任期)

第4条

委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(平 24 条例 32・旧第 3 条繰下・一部改正)

(雑則)

第5条

この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、熊本県教育委員会規則で定める。

(平 24 条例 32・旧第 4 条繰下・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、昭和 33 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 熊本県報酬及び費用弁償条例(昭和 32 年熊本県条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 区分の欄中「社会教育委員 専門委員」を「社会教育委員 図書館協議会委員 専門委員」に改める。

附 則

(平成 24 年 3 月 6 日条例第 32 号)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に従前の熊本県立図書館協議会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後の熊本県立図書館協議会設置条例(以下「新条例」という。)第 3 条の規定により熊本県立図書館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第 4 条の規定にかかわらず、施行日における従前の熊本県立図書館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に従前の熊本県立図書館協議会の会長である者は、施行日に、新条例第 3 条第 3 項の規定により熊本県立図書館協議会の会長として選任されたものとみなす。